○石巻地方広域水道企業団郵便入札実施要領

令和３年７月３０日

石広水訓令甲第７号

（趣旨）

第１条　この要領は，石巻地方広域水道企業団契約規程（平成元年石広水規程第１３号。以下「契約規程」という。）第１３条第５項の規定に基づき，石巻地方広域水道企業団（以下「企業団」という。）の郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し，必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　郵便入札の対象は，入札執行者（契約規程第２条第５号に規定する入札執行者をいう。以下同じ。）が実施する入札のうち，企業長が指定するものとする。

（入札の公告等）

第３条　企業長は，郵便入札に付するときは，契約規程第５条に規定する公告又は同規程第１８条に規定する指名競争入札の参加者の指名の際の通知書（以下「公告等」という。）において，次に掲げる事項も併せて公告又は通知するものとする。

(1)　入札書の郵送方法

(2)　入札書の到達期限

(3)　入札書の送付先

(4)　入札回数

(5)　開札の日時及び場所

(6)　郵便による入札の条件に反した入札書を無効とする旨

(7)　前各号のほか必要な事項

（入札回数）

第４条　郵便入札に付した場合の入札回数は，初度のみの１回とする。

（入札書等の郵送方法）

第５条　郵便入札に参加しようとする者は，公告等において指定する書類を一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により到達期限までに到達するよう郵送しなければならない。

２　前項の規定による郵送は，二重封筒によることとし，次の各号に定めるところにより封入し，郵送しなければならない。

(1)　中封筒　入札書（積算内訳書の提出が必要な場合は，当該内訳書を含む。以下同じ。）を入れ封かんし，表に入札件名，開札日及び入札参加者名を記載したもの

(2)　外封筒　前号に規定する中封筒及び公告等において指定する書類のうち前号に定める中封筒に封入した書類以外の書類を入れ封かんし，表に宛名，入札件名，開札日及び入札参加者名を記載するとともに入札書在中の旨を朱書きしたもの

（入札書等の保管等）

第６条　企業長は，入札書等が到達したときは，郵送用の外封筒を開封して中封筒を開札日

時まで石巻地方広域水道企業団契約事務の取扱いに関する要綱（平成８年石広水訓令甲第１号）に規定する契約担当課長において厳重に保管するものとする。

２　到達した入札書は，書換え，引換え又は撤回することはできない。

（入札の無効）

第７条　次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とする。

(1)　入札に参加する資格のない者がした入札

(2)　同一の入札において同一の入札参加者が２通以上の入札書を提出した入札

(3)　入札者の記名押印がない入札

(4)　入札金額を訂正している入札

(5)　入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

(6)　契約担当課への直接の持参，入札金額に対応した積算内訳書の未同封など，第５条に規定する郵送方法によらない入札

(7)　公告等で示した入札書の到達期限を過ぎて到達した入札（第１０条の規定により，入札書の到達期限を延期した場合を除く。）

(8)　その他入札に関する条件に違反してなされた入札

２　前項の規定により無効とされた入札書は，返却しないものとする。

（開札の立会）

第８条　開札には，当該入札事務に関係のない職員１名を立ち会わせるものとする。

２　入札参加者又はその代理人は，開札時に立ち会うことができる。ただし，特別な事由がある場合は，企業長は立会いを制限することができる。

（開札）

第９条　開札は，公告等に記載した開札日時に行うものとする。

２　開札の結果，最低価格提示者が２人以上あるときは，公告等に記載の方法で落札者等を決定する。

（入札の延期等）

第１０条　入札執行者は，郵便入札において，郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により，必要があると認めるときは入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

（入札結果の通知）

第１１条　企業長は，入札の結果を速やかにファクシミリ又は電子メールで入札参加者に対し通知しなければならない。

（委任）

第１２条　この要領に定めるもののほか，この要領の実施に関し必要な事項は，総務課長が別に定める。

附　則

この訓令は，令和３年８月１日から施行する。